

令和3年度
事業計画書

社会福祉法人

高山市社会福祉協議会

I 実施方針

人口高齢・少子化、経済情勢の悪化による失業や貧困、孤立化や社会的排除といったこれまでの課題に加え、いまだに収束の兆しが見られない新型コロナウイルスの感染拡大、更には毎年のように起きる豪雨をはじめとする自然災害の発生により市民生活に大きな影響が生じてきています。

そうしたなか、本会では第4次高山市地域福祉計画(平成30年4月～令和5年3月)で策定した「地域の住民が互いに支え合い、住み慣れた地域で安心して生活できる、住民主体の地域づくり」を基本理念に引き続き地域福祉の増進に取り組みます。

本会の責務である地域福祉を推進する中核的な専門機関としての役割を、様々な皆様と連携し、地域共生社会の実現に向け地域住民はじめ福祉関係団体等と増々協働しながら地域住民の安心、安全そして幸せな暮らしが続くことを目標に支援していきます。

今年度、特に重点的に取り組む事業は次の6つの事業です。

【重点事業】

1. 総合相談支援事業

高山市から受託した福祉サービス総合相談支援センターは、様々な困り事を抱えた市民に利用されておりその機能を維持継続します。また地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、迅速に、適正な保健・医療・福祉サービス等、制度の利用につなげる取り組みを引き続き進めていきます。

2. 障がい者基幹相談支援センターの開設 (新規事業)

高山市からの受託により障がい者相談支援の中核的な役割を担う機関として、福祉サービス総合相談支援センター内に設置し、障がい者の親亡き後の問題をはじめ、引きこもりや8050問題などの課題に対しても支援への強化を目指して行きます。また、関係相談支援事業所との連携による助言や指導、研修会の開催、訪問支援(継続的につながり続ける伴走支援)、多機関(医療機関や相談支援事業所等)による連携のコーディネーター、訪問型による寄り添い支援、障がい者虐待防止ホットライン(24時間対応)の設置など障がいのある方の安心についても重層的に支援します。

3. 生活困窮者支援事業の機能拡充 (新規追加事業)

高山市から受託し実施している自立相談支援事業に新たに「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」を追加支援員の増員による訪問や、関係機関への同行等による伴走型支援の実施による生活困窮者の自立に向けた相談支援、就労支援を行っていきます。

4. 子育て支援事業

高山市からの委託を受け、昭和・城山・山王児童センター、ふれあい児童館及び国府児童館の管理運営を適切に行い地域の居場所づくりを各種団体と連携し、地域ぐるみで子育て支援に積極的に取り組んでいきます。

5. 生活支援体制整備事業

地域力の増進のために、住民の力や、社会資源等との協働を通じて、交流を深め地域の情報を共有し、住民主体の支え合い活動が市域全域で展開されるように、住民を中心としたボランティア、NPO、民間企業、社会福祉施設等の多様な事業主体と共にその地域に適した支え合い活動を地域福祉活動としてとらえ市域全体に広げられるよう実践していきます。

また、地域福祉の増進のための地域分析や座談会なども、町内会やまちづくり協議会などにも協力いただき、住民と共に協働し地域福祉活動を実践していきます。

6. 組織運営、経営基盤体制の整備

社会福祉制度改革を進める上で透明性・公益性を確保し多くの住民の方々に参加協力してもらえよう分かりやすい情報発信を進めます。

また、児童発達支援事業利用者が安心して継続的なサービスが受けられるよう、引き続き経営安定化に努めていきます。

【事業実施計画】

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(1) 地域見守り推進員活動

(2) 配食サービス

(3) サロン活動支援

(4) 子育て支援

① サロン活動支援

② 多世代異年齢交流

③ 親世代への助言

(5) 生活支援体制整備事業

① 生活支援・介護予防に関する地域資源及びニーズの把握

② 生活支援サービスの担い手の発掘、連携

- ③ 活動の場の発掘・開発
- ④ サービス実施情報の提供・共有
- ⑤ 生活支援体制整備事業の周知

2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

- (1) ボランティア講座
- (2) 福祉体験講座
- (3) 長寿会事務局機能

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成

- (1) 福祉のまち
- (2) コミュニティ FM (ヒッツ FM)
- (3) ホームページ

4. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

- (1) 住民参加型講演会
- (2) 福祉協力校との連携
- (3) 福祉関係団体等連絡協議会の運営
- (4) 各種出前講座
- (5) 民生児童委員事務局機能

5. 共同募金事業への協力

- (1) 赤い羽根、歳末たすけあい募金に対する事業推進
- (2) 岐阜県共同募金会高山市支会との連携

6. ボランティア活動の振興

- (1) ボランティア活動とのマッチング調整
- (2) 福祉協力校に対する周知及び調整
- (3) ボランティアセンターを通じたの普及活動

7. 障がい児通所支援事業の運営

- (1) 高山市あゆみ学園 (児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業)
- (2) 第二あゆみ学園 (児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業)
(保育所等訪問事業)
- (3) フレンズ事業所 (特定相談支援、障害児相談支援)

8. 児童センター及び児童館の経営

- (1) 指定管理施設である城山・山王児童センター、ふれあい児童館、国府児童館の管理運営
- (2) 子育て支援事業
- (3) 地域交流事業

9. 介護予防運動指導事業

- (1) ひざ腰元気教室
- (2) 自主活動グループの運営支援（フォローアップ）
- (3) 自主活動グループリーダー支援
- (4) 認知症予防教室

10. 外出支援事業

- (1) 支所地域での公共交通機関利用困難者への病院、公共施設送迎

11. 福祉サービス利用援助事業

- (1) 自立生活に向けた相談、助言
- (2) 福祉サービス利用援助
- (3) 日常生活上の手続き援助
- (4) 日常的金銭管理
- (5) 書類等預かりサービス
- (6) 成年後見事業

12. 生活福祉資金貸付事業

- (1) 低所得者に対する相談支援
- (2) 県社会福祉協議会に資金貸付手続き

13. 心配ごと相談事業

- (1) 専門的相談員との連携による個別支援

14. リフトバス運行

- (1) 障がい児(者)等の日常生活向上のための余暇・地域参加・研修活動に対するリフトバス「あおぞら号」の運行

15. その他この法人の目的達成のために必要な事業

- (1) 高齢者日常生活支援事業

- (2) 障がい者生活支援事業
- (3) 指定管理制度指定継続
- (4) 法人運営の効果的・効率的な組織運営の確保に向けた取組
- (5) 各種規程の整備と徹底
- (6) 情報発信機能の充実強化と情報化の推進
- (7) 職員の人材育成の取組
- (8) 地域人材育成事業
- (9) 福祉関係団体等活動支援事業
- (10) 地域住民自主活動等支援事業
- (11) 地域住民ふれあい交流事業
- (12) 地域住民生活支援事業
- (13) 会議の開催
 - ① 理事会・評議員会・監事会
 - ② 民生児童委員協議会
 - ③ 地域見守り推進員連絡会
- (14) 財政基盤強化業務

16. 公益事業の実施

- (1) 総合福祉センター事業の経営
- (2) ふれあい会館事業の経営
- (3) 荘川福祉センター事業の経営
- (4) 国府福祉センター事業の経営
- (5) 昭和児童公園事業の経営
- (6) 生活困窮者自立相談支援事業
- (7) 障がい者基幹相談支援センターの運営
- (8) 地域包括支援センター事業
- (9) 介護保険法に基づく介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業
- (10) 福祉サービス総合相談支援センターの一般相談事業
- (11) 福祉サービス総合相談支援センターの障がい児(者)相談事業
- (12) 認可外保育施設の経営
- (13) 無料職業紹介事業